

高松市景観形成助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高松市美しいまちづくり条例（平成21年高松市条例第61号）第11条の規定に基づき、景観形成に著しく寄与すると認められる行為に対する高松市景観形成助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、高松市補助金等交付規則（昭和54年高松市規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象行為)

第2条 助成金の交付対象となる行為（以下「助成対象行為」という。）は、高松市景観計画で定める仏生山歴史街道景観形成重点地区内において、景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項の規定によりされた届出に係る行為であって、当該地区の景観形成基準に適合し、かつ、別表に掲げる助成対象行為のいずれかに該当するものとする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、予算の範囲内で別表に掲げる助成対象行為に応じて当該助成対象行為ごとに定める助成金の合計額とする。ただし、この額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高松市景観形成助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 景観法第16条第1項に規定する届出書の写し
- (2) 設計図書
- (3) 助成対象行為に係る工事見積書
- (4) 現況写真
- (5) その他市長が必要と認める図書

(申請者の資格)

第5条 助成金の交付を申請できる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 第2条に規定する助成対象行為をしようとする者
- (2) その者に課された本市の市税の額のうち、第2条の規定による申請の日前に納期（延納、納税の猶予又は納期限の延長に係る期限を含む。）が到来した税額（延納、納税の猶予又は納期限の延長があった場合は、これらに係る期限が当該申請の日の翌日以後に到来するものを除く。）を滞納していないこと。
- (3) 本市の他の類似する助成金の交付を受けていないこと。

（交付の決定）

第6条 市長は、第4条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、高松市景観形成助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、これに条件を付することができる。

（申請事項の変更等）

第7条 前条第1項の規定により助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、第4条に規定する書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、高松市景観形成助成金交付変更申請書（様式第3号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、高松市景観形成助成金交付変更決定通知書（様式第4号）により助成対象者に通知するものとする。

- 3 助成対象者は、助成金の交付決定を受けた助成対象行為（以下「助成事業」という。）を中止又は廃止しようとするときは、高松市景観形成助成事業中止（廃止）申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（着手届）

第8条 助成対象者は、助成事業に着手したときは、直ちに高松市景観形成助成事業着手届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（完了報告）

第9条 助成対象者は、助成事業を完了したときは、速やかに、高松市景観形成助成事業完了報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出

しなければならない。

- (1) 実施設計図書
- (2) 工事完成写真
- (3) 工事代金の支払いが確認できる書面（領収書等）
- (4) その他市長が必要と認める図書
（交付指令等）

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、
適当と認めたときは、助成金の額を確定し、高松市景観形成助成金交付指令
書（様式第8号）により助成対象者に通知し、交付するものとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、助成事業の着手前又は完了前に
高松市景観形成助成金概算交付指令書（様式第9号）により助成対象者に通
知し、助成金の全部又は一部を概算交付することができる。

（財産処分の制限）

第11条 助成対象者は、助成事業に係る物件の適正な管理に努め、助成金の
交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付けし、又は担保に供しようとする
ときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が
特に認める場合は、この限りでない。

（関係書類の整理及び保存）

第12条 助成対象者は、当該助成事業に係る書類等を整理し、これを5年間
保存しなければならない。

（助成金の返還）

第13条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成
金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) この要綱に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、
その取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、期限を定
めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

仏生山歴史街道景観形成重点地区

助成対象行為及び助成対象経費			助成率	助成限度額
建築物 (平屋・二階建て)	屋根・庇等	日本瓦葺き、銅板葺きに係る下地を除く仕上材及びその施工費	1 / 2	200万円
	外壁	漆喰塗り、板張り等に係る下地を除く仕上材及びその施工費	1 / 2	100万円
	開口部	(1) 木製並びに木質調の建具、むしこ窓等の景観に配慮した窓等 (2) 景観に配慮した出入口の扉、引き戸、格子戸等 以上に係る材料費及びその施工費	1 / 2	100万円
	色彩変更	外観の過半にわたるもので、黒、白及び土や木の自然色を基調とした景観に配慮した色彩で、変更に係る材料費及びその施工費	1 / 2	50万円
工作物等	塀・門	(1) 日本瓦葺き、銅板葺き屋根 (2) 漆喰塗り壁、板塀等 (3) 景観に配慮した和風の門 以上に係る土工事を除く材料費及びその施工費	1 / 2	50万円
	看板	二階の軒より低い位置に設置され、景観に配慮した材質の看板に係る材料費及びその施工費	1 / 2	50万円
	設備機器等の隠蔽	景観に配慮した空調機器等及び自動販売機の隠蔽に係る材料費及びその施工費	1 / 2	25万円

1 助成対象経費は、道路から通常見通せる部分及びそれに連なる部分に係る経費とする。

2 助成対象行為が、同一敷地内において2以上ある場合の助成限度額は、300万円とする。

3 この要綱に基づく助成金の交付を受けた後に、当該助成金の対象となった敷地内において助成対象行為をしようとする場合の助成限度額は、300万円から既に交付された助成金額を控除した額とする。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 住所

氏名 ⑩

電話

高松市景観形成助成金交付申請書

次のとおり助成金の交付を受けたいので、高松市景観形成助成金交付要綱第 4 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

景観形成重点地区の名称	
行為地の所在・地番	
行為の種類	
施工予定業者	所在地
	名称及び代表者氏名 電話
着手予定年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
添付書類	(1) 景観法第 16 条第 1 項に規定する届出書の写し (2) 設計図書（位置図・配置図・平面図・立面図・構造詳細図・仕上表等） (3) 助成対象行為に係る工事見積書 (4) 現況写真 (5) その他市長が必要と認める図書

様式第2号（第6条関係）

（表）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市景観形成助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった助成金の交付については、次のとおり決定したので高松市景観形成助成金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

1 助成金交付予定額 円

2 助成金交付予定額の内訳

助成対象行為		助成金交付対象額	助成率	助成金の額
建築物	屋根・庇等		1/2	
	外壁		1/2	
	開口部		1/2	
	色彩変更		1/2	
工作物等	塀・門		1/2	
看板			1/2	
設備機器等の隠蔽			1/2	
合計				

3 交付条件

(1) この助成金は、高松市景観形成助成金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。

(裏)

- (2) 助成事業に着手したとき、及び当該事業が完了したときは、直ちに着手届及び完了報告書を提出してください。
- (3) 次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けなければなりません。
 - ア 内容を変更するとき（軽微な変更を除く。）。
 - イ 中止し、又は廃止するとき。
 - ウ 予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。
- (4) 市長が必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は助成事業の執行状況について実地検査をします。
- (5) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- (6) 高松市景観形成助成金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、助成金の返還を求めます。

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 住所

氏名 ⑩

電話

高松市景観形成助成金交付変更申請書

年 月 日付け高 第 号により助成金の交付決定を受けた助成事業について、次のとおりその内容を変更したいので高松市景観形成助成金交付要綱第7条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

行為地の所在・地番	
変更した事業の内容	
変更理由	
変更後の着手・完了 予定年 月 日	着手日 年 月 日 完了日 年 月 日
添付書類	(1) 設計図書（位置図・配置図・平面図・立面図・構造詳細図・仕上表等） (2) 助成対象行為に係る工事見積書 (3) 現況写真 (4) その他市長が必要と認める図書

様式第 4 号（第 7 条関係）

（表）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市景観形成助成金交付変更決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった助成金の交付について、高松市景観形成助成金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 変更後助成金交付予定額 円

2 変更後助成金交付予定額の内訳

助成対象行為	助成金交付対象額	助成率	助成金の額
建築物	屋根・庇等	1 / 2	
	外壁	1 / 2	
	開口部	1 / 2	
	色彩変更	1 / 2	
工作物等	塀・門	1 / 2	
看板		1 / 2	
設備機器等の隠蔽		1 / 2	
合計			

3 交付条件

- (1) この助成金は、高松市景観形成助成金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。
- (2) 助成事業に着手したとき、及び当該事業が完了したときは、直ちに着手届及び完了報告書を提出してください。

(裏)

- (3) 次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けなければなりません。
- ア 内容を変更するとき（軽微な変更を除く。）。
 - イ 中止し、又は廃止するとき。
 - ウ 予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。
- (4) 市長が必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は助成事業の執行状況について実地検査をします。
- (5) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- (6) 高松市景観形成助成金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、助成金の返還を求めます。

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 住所

氏名 ⑩

電話

高松市景観形成助成事業中止（廃止）申請書

次のとおり助成事業を中止（廃止）したいので、高松市景観形成助成金交付要綱第7条第3項の規定により申請します。

行為地の所在・地番	
行為の種類	
交付決定年月日 及び発送番号	年 月 日 高 第 号
中止（廃止）の理由	
中止（廃止）年月日	年 月 日
備考	

年 月 日

（宛先）高松市長

住所

氏名

⑨

電話

高松市景観形成助成事業着手届

次のとおり助成事業に着手したので、高松市景観形成助成金交付要綱第8条の規定により届けます。

交付決定年月日 及び発送番号	年 月 日 高 第 号
行為地の所在・地番	
助成事業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
着手年月日	年 月 日
施工予定業者	所在地
	名称及び代表者氏名 電話
備 考	

年 月 日

（宛先）高松市長

住所

氏名

印

電話

高松市景観形成助成事業完了報告書

次のとおり助成事業が完了したので、高松市景観形成助成金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

助成金交付決定額	円
行為地の所在・地番	
行為の内容	
着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日
添付書類	(1) 実施設計図書 (2) 工事完成写真 (3) 工事代金の支払いが確認できる書面（領収書等） (4) その他市長が必要と認める図書
備考	

様式第 8 号（第 1 0 条関係）

高松市指令 第 号

様

年 月 日付けで完了報告のあった高松市景観形成助成事業については、高松市景観形成助成金交付要綱第 1 0 条第 1 項の規定により、次の条件を付けて助成金として 円を交付します。

年 月 日

高松市長

- 1 この助成金は、高松市景観形成助成金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。
- 2 市長が必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は助成事業の執行状況について実地検査をします。
- 3 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- 4 高松市景観形成助成金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、助成金の返還を求めます。

様式第9号（第10条関係）

高松市指令 第 号

様

年 月 日付けで申請のあった高松市景観形成助成事業について、高松市景観形成助成金交付要綱第10条第2項の規定により、次の条件を付けて助成金として 円を概算交付します。

年 月 日

高松市長

- 1 この助成金は、高松市景観形成助成金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。
- 2 助成事業に着手したとき、及び当該事業が完了したときは、直ちに着手届及び完了報告書を提出してください。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けなければなりません。
 - (1) 内容を変更するとき（軽微な変更を除く。）。
 - (2) 中止し、又は廃止するとき。
 - (3) 予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。
- 4 市長が必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は助成事業の執行状況について実地検査をします。
- 5 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- 6 この助成金は、概算払であるので、事業終了後、実績に基づき精算をし、交付した助成金が確定した助成金の額を超えていた場合は、その差額を直ちに返還しなければなりません。
- 7 高松市景観形成助成金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、助成金の返還を求めます。